

# 公 告

関税法第42条第2項の規定に基づき、下記のとおり保税蔵置場の許可期間を更新したので、同条第3項により公告する。

## 記

1 更新を認められた者の住所及び名称

山口県下関市竹崎町4丁目6番8号

関光汽船株式会社

( 法人番号 : 2250001005236 )

2 保税蔵置場の名称及び所在地

関光汽船株式会社 細江

山口県下関市細江新町1番14号

山口県下関市竹崎町4丁目6番8号

3 更新した期間

自 令和6年5月1日

至 令和12年4月30日

令和6年4月17日

門司税関長 末永 広